

2 相続分の放棄

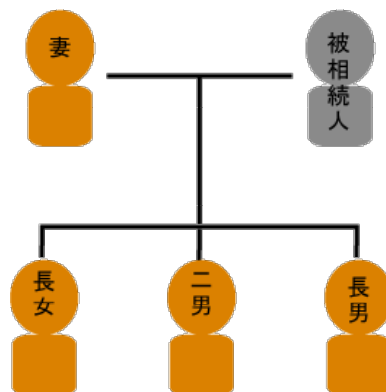
相続分放棄の意味

相続分の放棄もできます。これは遺産分割の調停や審判の席で、特別受益の持戻しをされると具体的相続分がゼロかマイナスになる相続人の場合にその例が見られます。

具体的相続分がプラスになる相続人でも、遺産はいらないと考える人は、相続分の放棄をすることができます。

なお、相続放棄と相続分の放棄は違います。その効果も異なります。その違いは、次のとおりです。

例えば、相続人が、妻、長男、次男、長女で、長女が①相続放棄をした場合と②相続分を放棄した場合を比較してみます。なお、相続分は法定相続分とします。



	相続放棄	相続分の放棄
	長女は相続人でなくなる	長女は相続人であることに変わりはない
放棄前の相続人の相続分	妻1/2, 長男1/6, 次男1/6, 長女1/6	妻1/2, 長男1/6, 次男1/6, 長女1/6
放棄後の相続分	妻1/2, 長男1/4, 次男1/4	妻3/5, 長男1/5, 次男1/5

【計算式】

長女が相続分を放棄した場合の他の相続人の相続分計算式は、次のとおりです。

① 相続人の相続分を、分母を同じ数にして通分します。

妻・・・・・・・・3/6

長男・・・1/6

次男・・・1/6

長女・・・1/6

になります。

- ② 相続分を放棄する相続人長女の分子の数を，残った相続人の分母の数から引きます。

長女が相続分の放棄をする場合は，相続分は1/6ですので，その分子は1です。この1を，妻と長男と次男それぞれの通分後の相続分分母6から引くこととなります。そうすれば，その数字は5になりますので，下記のとおりになるのです。

長女の相続分の放棄後の他の相続人の法定相続分
妻3/5, 長男1/5, 次男1/5

これは、結局のところ、相続開始時の各相続人の相続分（妻2/6, 長男1/6, 次男1/6, 長女1/6）のうち長女の相続分である1/6を、妻, 長男, 長女の相続分の比率すなわち3対1対1で割り振ったものになるのです。

結果的には、長女が相続放棄をした場合と、相続分の放棄をした場合の、他の相続人への影響は次のとおりになるのです。

長女が相続放棄をした後の他の相続人の法定相続分	長女の相続分の放棄後の他の相続人の法定相続分
妻1/2, 長男1/4, 次男1/4,	妻3/5, 長男1/5, 次男1/5

相続分放棄の手続

- (1) 調停又は審判手続で、手続からの排除決定を受ける

相続分の放棄をした相続人は、家庭裁判所によって、調停手続又は審判手続から排除される決定を受け、調停や審判は残された相続人の間でだけ進めることが可能になります。

家事事件手続法43条は「家庭裁判所は、当事者となる資格を有しない者及び当事者である資格を喪失した者を家事審判の手続から排除することができる。」と規定しており、調停手続でもこの規定が準用されているからです（同法258条）。

- (2) 遺産分割協議では

遺産分割協議には、手続からの排除という制度はないので、遺産分割で遺産を取得することを望まない相続人であっても、遺産分割協議に参加しなければ遺産分割は成立しません。